

金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託

特記仕様書

I. 業務概要

1 委託名称

金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託(以下「本委託」という。)

2 適用

本特記仕様書「以下「特記仕様書」という。」は、本委託に適用する。

なお、本委託を受託したもの(以下「受託者」という。)は、金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)における所定の条件を踏まえるとともに、本委託に係る業務(以下「本業務」という。)の実施にあたり、関係諸法令及び関係条例等の順守を徹底すること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

II. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省官庁営繕部)によるものとする。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備しなければならない。

1 管理技術者等の資格要件

(1)管理技術者は建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士の資格を有すること。

2 本業務を受託した場合の業務の履行

受託者は、実施要項に基づき提出した業務実施方針により、本業務を履行するとともに、技術提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、監督職員の承諾を得て業務を遂行すること。

3 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。なお、実施要領に基づき提出した配置予定の管理技術者及び主任技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

(1)業務概要

本業務の実施方針、成果品の内容及び部数

(2)業務工程

作業項目別工程計画、打合せ計画

(3)業務実施体制

全事業関係者の業務体制、組織計画(体系図)、業務担当表、連絡体制、連絡先

(4)配置技術者名簿

担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(5)協力事務所、再委託先等

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容、主たる担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(6)その他

発注者が他に必要とする事項

Ⅲ. 業務内容

設計業務は、金山町中央公園地域振興施設整備基本計画(以下「基本計画」という。)に記載する項目について検討を行い実施する。なお、業務は、標準業務及び追加業務で、範囲は以下のとおりとし、業務内容については別表1のとおりとする。

(1)標準業務

令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げる業務とする。

(2)追加業務

①基本設計中間時及び基本設計終了時において、想定数量に基づく積算業務【建築(総合)、構造、電気設備、機械設備】とコストコントロール。

②複数案における性能品質コスト(ライフサイクルコスト含む)の比較検討。

(3)その他

上記に加え、受託者の技術提案事項による検討成果の作成、庁内会議及び町民ワークショップ、町民説明会等への出席・議題提案・資料提供等の運営支援。

IV. 業務の実施条件等

本委託は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づいて行う。

1 設計と条件

(1) 施設の場所

山形県最上郡金山町大字金山字久保662番1

(2) 施設の用途

① 地域振興施設(金山町中央公園内施設)

令和6年国土交通省告示第8号別添二第十二号第1類

(3) 敷地の条件

① 敷地面積

約4,500㎡(大字金山字久保662番1 全筆)

② 都市計画用途地域及び地区の指定

第一種住居地域(容積率200%/建ぺい率60%)、法第22条区域

(4) 施設の条件

① 施設の延床面積

約750㎡(2階建て、平屋2棟建て、平屋1棟2フロアなど)

② 意匠・主要構造

「金山町の風景と調和した街並み景観条例」及び「美しい風景と街並みをつくる案内書」(街並み景観形成基準ガイドライン)を基調とした、金山町の風景と街並みに調和した木造建築等を基本とするが、建設コスト、ライフサイクルコスト、耐用年数などを総合的に検討して提案された構造とする。

③ 耐震安全性の分類

耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、下記のとおり設定する。

ア 構造体類 II類

イ 建築非構造部材類 B類

ウ 建築設備 乙類

(5) 建設の条件

① 事業期間(基本設計から事業完了まで)

令和8年度から令和10年度まで(現時点予定)

② 予定概算工事費 約4億円(現行の消費税額含む)

(6) 設計と条件詳細資料

その他の設計と条件については、次の資料による。

① 基本計画

② 実施要項

(7)その他

①地質調査一式

※現時点では、基本設計時の施設配置確定後、必要に応じて別途予算措置を行い専門業者へ発注するなどを想定している。

②実施設計・外構整備等設計一式

※別途予算措置後に選定事業者との随意契約(別契約)とする。

2 打合せ及び記録等

打合せについては原則、次の時期に行うものとし、受託者は速やかに記録を作成し、次回打合せ時までには検討結果資料等を添えて発注者に提出すること。

(1)各業務着手前

(2)定例打合せ(2週間に1回程度を基本とする。なお、想定回数の中には、「金山町中央公園地域振興施設建設に係る運営委員会(令和7年11月29日設置)」の進捗状況に応じ実施することを想定している。)

(3)その他発注者又は管理技術者が必要と認めた時

3 中間報告

令和8年8～9月頃に町議会や町民に対し、基本設計方針等の説明や合意形成を段階的に得る必要があるため、その時期までに、事業費概算及びそれまでの検討結果、進捗状況を中間報告として報告すること。また、中間報告後に修正等を要する場合もある。

(1)中間報告資料

①事業費概算(工事費概算+報告時点で算出可能なシステム等付帯費)

(2)報告の仕様

①報告資料のA3横にまとめ、左横綴じとしたもの

②①の説明用ファイル(パワーポイント等で表示可能なもの)

4 適用基準等

本業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定による他、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの(最新版)による。

V. 成果品及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

1 設計業務の成果物の規格及び提出部数

(1)紙製本版

以下の標準構成に基づき、作成し、提出する。なお、構成や成果物の項目等については、適宜協議により修正を行うものとする。

成果物	提出部数	製本形態
1. 建築(総合) (1)建築(総合)基本設計図書 ①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要書 ④面積表及び求積表 ⑤敷地案内図 ⑥配置図(外構含む) ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面) ⑩主要部詳細図 (2)建築(総合)計画書 ①空間構成・動線計画 ②防犯・防災計画 ③環境負荷低減計画書 (3)設計数量計算書 (4)工事費概算書(内訳明細書) (5)その他建築(総合)比較検討資料 (6)仮設計画概要書	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本 ※工事費概算には、単価 作成資料(見積書、単価 根拠等)含む。
2. 構造 (1)建築(構造)基本設計図書 ①構造計画説明書 ②構造設計概要書 (2)設計数量計算書 (3)工事費概算書(内訳明細書) (4)各種比較検討資料(LCC含む)	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本 ※工事費概算には、単価 作成資料(見積書、単価 根拠等)含む。
3. 電気設備 (1)電気設備基本設計図書 ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本 ※工事費概算には、単価 作成資料(見積書、単価 根拠等)含む。

(2)設備設計計算書 (3)工事費概算書(内訳明細書) (4)各種比較検討資料(LCC含む)		
4. 機械設備 (1)給排水衛生設備基本設計図書 ①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 (2)空気調和・換気設備基本設計図書 ①空気調和・換気設備計画説明書 ②空気調和・換気設備設計概要書 (3)昇降機等 ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 (4)設備設計計算書 (5)工事費概算書(内訳明細書) (6)各種比較検討資料(LCC含む)	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本 ※工事費概算には、単価 作成資料(見積書、単価 根拠等)含む。
5. その他 (1)設計説明書 (2)セキュリティ計画検討書 (3)非常用電源供給検討書 (4)その他プロポーザルによる検討結果資料 (5)関係法令チェック表 (6)パース(協議により外観2面、内観3面程度 を選択)及び日影図	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本
6. 資料 (1)各種技術資料(ライフサイクルコストの比較 検討、初年度調弁(什器・備品等)整備計画を 含む) (2)各記録書	印刷物3部 及び 電子データ	A4版にファイル綴じ

(2)電子納品版

以下の構成により電子納品版を作成し、提出する。

成果物	規格	部数	備考
製本版に収めた全てのデータ	CD-R 又は DVD-R	2部	正・控とし、それぞれ ケースに収める。

(注) 1)成果物のファイル形式は、発注者と受注者の事前協議により、詳細を決定すること。

2)納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダを作成し、焼き付けること。

3)データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式により格納すること。

- ①文 書:MicrosoftWord 形式又は MicrosoftExcel 形式
- ②表 、 グラフ:MicrosoftExcel 形式又は MicrosoftPowerPoint 形式
- ③写 真 データ:Jpeg 形式
- ④CAD データ:DXF形式もしくは、SFC形式、その他汎用的なCADソフトにおいて編集・出力が可能な形式

2 記録内容の整理

設計図書等については、電子データ及び工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

3 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。なお、提出されたデータについては、必要に応じて関係者へ貸与し、使用できるものとする。

VI. その他

1 修補

- (1)受託者は、監督職員から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- (2)受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をして職員の検査を受けなければならない。

2 契約内容の変更

発注者は、履行期間の変更に伴う設計委託料の増額変更は行わないものとする。

3 業務遂行上の留意点

- (1)受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (2)受託者は、本業務の開始に先立ち、業務全体の工程表を提出し、発注者の承認を得るとともに、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(3)受託者は、各調査の過程で現地調査や現地作業を伴うものについては、事前に作業日程及び作業内容について、監督職員と打合せし、承認を得たうえで行わなければならない。

(4)本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。

【別表1】基本設計業務内容(一部追加業務の内容及び範囲と重複するものを含む)

1. 建築(総合)基本設計	
(1)情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者により設定された条件の把握(基本計画等) ・現地調査等(敷地・周辺環境等) ・類似事例調査 ・関係法令調査 ・業務スケジュールの設定 ・各種打合せ
(2)条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件の設定(要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等) ・設計方針の設定(設計理念、仕様等)
(3)比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ・性能面からの機能・形態検討 ・設計理念、意匠上の検討 ・概算工事費の検討 ・施工性の検討 ・仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討(ライフサイクルコストを含む比較検討)
(4)各種計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置計画の作成 ・空間構成計画の作成 ・動線計画の作成(アプローチ、敷地内動線、サイン誘導計画、ユニバーサルデザイン) ・防犯、防災計画の作成 ・平面、断面計画の作成(各諸室利用計画含む) ・設計数量及び概算工事費の算出・関係機関等との法令等チェック表の作成
2. 構造基本設計	
(1)情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者により設定された条件の把握 ・現地調査等(地盤・地質条件、近隣環境等) ・類似事例調査 ・関係法令調査 ・業務スケジュールの設定 ・各種打合せ

(2)条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件の設定(要求性能、立地制約条件等) ・安全性能の設定(積載荷重、風荷重、地震荷重) ・設計方針の設定(設計理念、構造仕様等)
(3)比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ・構造方式の検討 ・工事費の検討 ・施工性の検討
(4)構造計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計画(試設計による解析、構造システム、仕様概略設計) ・設計数量及び概算工事費の算出 ・設計条件への適合性の確認 ・各種計画設計との調整
3. 電気設備基本設計	
(1)情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者により設定された条件の把握 ・現地調査等(現地状況、電力、電話等の関連施設等) ・類似事例調査 ・関係法令調査 ・業務スケジュールの設定 ・各種打合せ
(2)条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件の設定(要求性能、法令等制約条件等) ・設計方針の設定(設計理念、仕様、使用機器の設置場所等)
(3)比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設備方式の検討 ・使用機器等の検討 ・工事費の検討 ・施工性の検討 ・維持管理コスト及び管理上の課題検討
(4)電気設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ・各種電気設備計画(電力、照明、非常用発電等) ・情報・通信設備計画 ・設定条件への適合性の確認(省エネ、地球温暖化、非常時対応等) ・設計数量及び概算工事費の算出 ・各種計画設計との調整
4. 給排水衛生設備基本設計	
(1)情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者により設定された条件の把握 ・現地調査等(現地状況、給排水、ガス等の関連施設等) ・類似事例調査 ・関係法令調査 ・業務スケジュールの設定 ・各種打合せ

(2)条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件の設定(要求性能、法令等制約条件等) ・設計方針の設定(設計理念、仕様、使用機器の設置場所等)
(3)比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設備方式の検討 ・使用機器等の検討 ・工事費の検討 ・施工性の検討 ・維持管理コスト及び管理上の課題検討
(4)給排水衛生設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備計画(平時、非常時等貯水計画を含む) ・設定条件への適合性の確認 ・設計数量及び概算工事費の算出 ・各種計画設計との調整
5. 空調換気設備基本設計	
(1)情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者により設定された条件の把握 ・現地調査等(現地状況、空調・換気等の関連施設等) ・類似事例調査 ・関係法令調査 ・業務スケジュールの設定 ・各種打合せ
(2)条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・設計条件の設定(要求性能、法令等制約条件等) ・設計方針の設定(設計理念、仕様、使用機器の設置場所等)
(3)比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設備方式の検討 ・使用機器等の検討 ・工事費の検討 ・施工性の検討 ・維持管理コスト及び管理上の課題検討
(4)空調換気設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備計画 ・換気設備計画 ・特殊設備計画 ・設計数量の算出 ・各種計画設計との調整
6. 分野共通各種検討業務	
	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ計画の作成 ・非常用電源供給計画の検討 ・その他プロポーザルによる検討事項

(注) 1)コスト比較は必要に応じて、ライフサイクルコスト(LCC)で行う。

2)プロポーザルによる検討事項については、発注者と受注者の事前協議により、詳細を決定する。